

農地中間管理事業受託業務について

(参考) ふくい農林水産支援センター農地中間管理事業規定参照

- 1 農地中間管理事業業務委託契約により、下記業務を受託
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条第2項の規定に基づき、福井県知事の承認を受けて、農地中間管理事業に係る業務の一部を市町等に委託するものとする。
- 2 委託先 （公財）勝山市農業公社
- 3 業務内容
 - (1) 相談窓口業務
 - (2) 出し手の掘り起しや地域の意見集約等の事業推進業務
 - (3) 出し手・受け手に関する情報提供業務
 - (4) 借受農用地等の事前調査（土地条件、位置および権利関係の確認等）に関する業務
 - (5) 借受条件および貸付条件の交渉業務
 - (6) 契約の締結手続き、変更条件の交渉業務
 - (7) 事業に関する必要な書類の収集と確認業務
 - (8) 関係機関・団体等との連絡、調整業務
 - (9) 貸付後における農用地等の利用に関する状況の把握並びに農用地等の適正利用に関する確認業務
- 4 業務実施期間
令和5年4月1日～令和6年3月29日
- 5 その他
詳細については、下記リンク先にてご確認下さい
- 6 リンク先
公益社団法人 ふくい農林水産支援センター（農地中間管理事業）
<http://www.fukui-affsc.jp/>